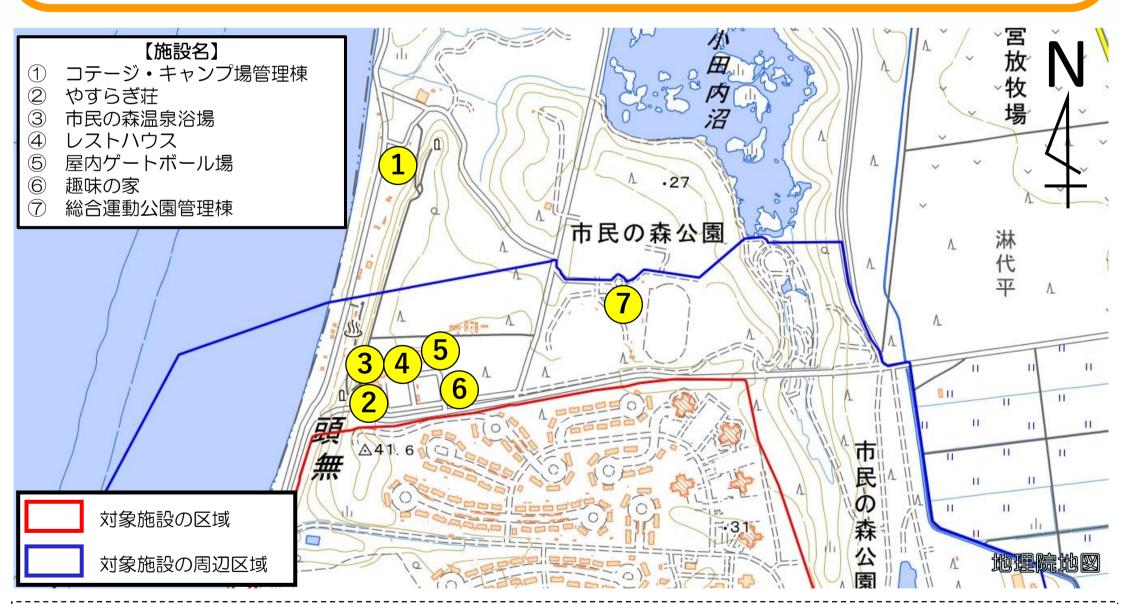
ドローンの規制についてのお知らせ

三沢市民の森の一部(南側地区)は、小型無人機飛行禁止法に基づく、米空軍三沢飛行場の対象施設周辺地域(三沢飛行場の周囲約300m)に指定されており、事前の手続を行わないドローン等の飛行は、禁止されています。 ※飛行禁止の区域については、下図又は、防衛

これに違反した場合、次のような措置/罰則もあります。

- ●警察官等による安全確保措置
- ●最大懲役1年/罰金50万円



※ このほか、航空法上の無人航空機の飛行禁止空域においてドローン等を飛行させる場合、夜間にドローン等を飛行させる場合等には、別途、国土 交通大臣の許可又は承認を得る必要があります。

事前の手続については、防衛省HPをご参照いただくか、問い合わせ先窓口へご連絡下さい。

https://www.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/index.html

お問い合せ窓口:東北防衛局企画部地方調整課 022-297-8212 東北防衛局三沢防衛事務所施設課 0176-53-3118

省HPをご覧ください。

E-mail:drone-th@tohoku.rdb.mod.go.jp

申請窓口: 米空軍三沢飛行場 O176-53-5181 (内線226-4001)

または0176-77-3989

E-mail: 35SFS.ID.PublicDroneRequest@us.af.mil

